一般社団法人分子免疫学研究所

認定再生医療等委員会審査等契約書

第８条

審査料は、一般社団法人分子免疫学研究所認定再生医療等委員会規定第10条記

載の金額とする。

第９条

　　　甲は、本契約締結後1ヶ月以内に事前審査として以下の書類を乙に提出しなければならない。

　　　① 特定細胞加工物を用いる場合にあっては、再生医療等提供計画に記載した

細胞加工施設の名称ならびに、当該細胞培養加工施設の構造設備チェックリ

スト(写し可)

　　　② 再生医療等提供計画書(様式1　写し可)

　第１０条

　　　甲乙双方は、相手が本契約に違反したと認められる場合は本契約を解除することができる。

　　　　　　　西暦　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　甲：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　乙：東京都国分寺市本町二丁目25番14号ｴﾐﾈﾝｽ国分寺1F

　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人分子免疫学研究所

　　　　　　　　　　　　　　　理 事 長　 野　口　活　夫 ㊞

第１条

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(以下「甲」という。) と一般社団法人

分子免疫学研究所(以下「乙」という)は、一般社団法人分子免疫学研究所認定再生

医療等委員会標準業務手順書第３条の規定に基づき再生医療等提供計画の審査業務

に関し本契約を締結する。

第２条

乙は、乙が設置する一般社団法人分子免疫学研究所認定再生医療等委員会

(所在地：東京都国分寺市本町二丁目25番14号エミネンス国分寺１F) で、甲の再生医療等

提供計画を審査するものとする。

第３条

乙は、甲の再生医療等提供計画を審査する委員会を本契約締結後２ヶ月以内に

開催するものとする。また、乙は、審査が適正かつ公平に行われるよう努めな

ければならない。

　第4条

　　　乙は、委員会が意見を表明すべき期限(意見の発行期限) を本契約第3条で規

　　　定された委員会開催日を起点として2週間以内とする。

　第5条

　　　乙は、本契約締結後可及的速やかに、審査に必要な手順、日程等について書面

　　　(電子メール等の電子媒体を含む) により甲に通知するものとする。

　第6条

　　　甲は、単に再生医療等提供計画の審査を求めるにとどまらず、真摯に我が国の

再生の普及に努めなければならない。

第7条

委員会の審査等業務に従事する者は当該審査等業務に関して知りえた秘密を漏

らしてはならない。